

相続ニュース

Vol.0096

2016年1月18(月)
担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

失踪宣告

はじめに

行方不明者の相続については、どうしたら良いでしょうか？最初は、徹底して探す必要があります。しかし、見つからない場合は、失踪宣告という制度（民法）があります。

普通失踪

不在者（従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者）について、その生死が7年間明らかでないときは、裁判所に申し立て失踪宣告をすることになります。

これにより生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果が生じます。

特別失踪

戦争や事故（海難事故、航空機事故、震災、火災など）によって生死不明の状態となつてから、1年以上が経過している場合に申し立てることができます。

家庭裁判所での手続き

失踪宣告の手続きは、生死不明の状態が7年以上（普通失踪の場合）または1年以上（特別失踪の場合）続いた場合に、配偶者や推定相続人、財産管理人などが家庭裁判所に申し立てを行うことから始まります。

家庭裁判所は申し立ての後、家庭裁判所の掲示板や官報での公告を行います。公告は普通失踪の場合で6ヶ月以上、特別失踪の場合で2ヶ月以上となっています。その後も生死不明の状態が続いていれば、失踪宣告が確定されることとなります。失踪宣告が確定されると、相続手続きを開始することができます。

失踪者が見つかった場合

戸籍上死亡したことになっているので、戸籍を復活させる必要があります。失踪宣言の取消しを裁判所に申し立てることで戸籍が戻ります。

すでに相続された財産は？

相続手続きがすでに終わっている場合の財産は、結論から言うと返す必要があります。しかし、亡くなっていると信じて財産を使い切ってしまった場合は、返還する必要はありません。

おわりに

少しレアなケースでしたが、いかがでしょうか。詳細については、ASKまでお問い合わせください。